

男鹿市条例第 8 号

男鹿市公園条例の一部を改正する条例

男鹿市公園条例（平成 17 年男鹿市条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(名称、公園施設及び位置) 第 2 条 公園の名称、公園施設及び位置、次のとおりとする。				(名称、公園施設及び位置) 第 2 条 公園の名称、公園施設及び位置、次のとおりとする。			
	名称	公園施設	位置		名称	公園施設	位置
	1 (略)	(略)	(略)		1 (略)	(略)	(略)
	2 館山近隣公園		男鹿市鵜木字道村 113 番地 3 ほか		2 館山近隣公園		男鹿市鵜木字道村 133 番地 3 ほか
	<u>3</u> 船川ふれあい公園		男鹿市船川港船川字大沢田 117 番地 ほか		<b>3</b> 鵜木地区小公園		男鹿市鵜木字松木沢境 90 番地
	<u>4</u> 男鹿中地区ふれあい広場		男鹿市男鹿中山町字家口 138 番地		<u>4</u> 船川ふれあい公園		男鹿市船川港船川字大沢田 117 番地 ほか
					<u>5</u> 男鹿中地区ふれあい広場		男鹿市男鹿中山町字家口 138 番地
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。							

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。